

博物館への寄託資料の紛失に係る 対応状況 及び 調査結果 の概要について

寄託資料の紛失に係る主な経緯

主な経緯

- 平成2年8月17日
博物館の開館に伴う常設展示のための資料として、小川家文書のうちの「二十四ポンド長銅筒 五分之一匁」（以下「当該資料」という）を借用
- 平成10年9月2日 → 平成11年1月29日
第13回企画展に出品 当該資料を所有者に返却
- 平成16年1月28日 当該資料を含めた小川家文書の寄託

● 平成16年3月27日 第23回企画展に当該資料を出品

- 平成24年5月29日
枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館が、小川家文書ほか鋳物師に係る資料を閲覧 → 閲覧対応を担当した職員は、当該資料を確認していない

- 平成30年5月26日
日本銃砲史学会が幕末の砲術に係る資料を閲覧
⇒ 閲覧対応を担当した職員が、当日の準備中に当該資料が所定の袋の中に無いことに気づく
⇒ 当該資料が所在不明であることを館長に報告
学芸担当で3日間集中して捜索するも、発見に至らず

- 平成31年4月1日
人事異動により新館長が着任（前館長から当該資料の所在不明についての引継ぎは無く、後日、副館長から紛失を説明）

- 令和3年7月21日
文化財保護課により、当該資料の所在不明が再確認される
- 令和3年7月29日 教育長、教育総務部長へ報告
⇒ 教育長からの指示を受け、館長は学芸担当に対して、引き続きの館内整理と改めて館内諸室すべての捜索に係る準備を指示
- 令和3年10月1日～5日 市長、両副市長へ報告
⇒ 館長は、令和3年10月～令和4年8月末を期間として館内全体を捜索する計画を作成

● 令和4年8月21日 館長から当該資料の所有者へ状況を説明し、当該資料の所在不明について謝罪

- 令和5年2月8日～17日
川越警察署へ相談し、窃盗容疑の届出及び遺失届を提出
- 令和5年2月21日 川越市議会へ報告

● 令和5年2月28日 本件に係る記者発表

当時の状況

当該資料について

- ① 寄託資料としての受け入れ
 - ・平成2年3月1日の博物館開館に伴う常設展示の資料として借用
 - ・第13回企画展出品（平成10年9月2日付けで当該資料を借用）
 - ・平成16年1月28日付で、当該資料を含めた小川家文書260点を寄託資料として受け入れる
（これ以降、計3回、小川家文書の寄託を延長）
- ② 寄託資料の点検・管理
 - ・資料の管理は専ら学芸担当
 - ・（推測）平成18年度から26年度まで、チェック表を用いた確認作業
⇒ 保管箱の計数の実施のみで現物を確認していない
- ③ 館内の捜索状況
 - ・平成30年の日本銃砲史学会の資料閲覧対応時に所在不明が判明した際、館内を捜索するも発見に至らず
⇒ 以降、日常業務と並行して、捜索を継続するが、組織的な捜索につながらず
 - ・令和3年10月から令和4年8月末まで計画的に館内全体を捜索
 - ・令和4年7月から11月までは、博物館全職員による再捜索を実施
⇒ 発見の可能性の高い特別収蔵庫は現在も継続して捜索

博物館職員への聴取から

実施対象者：平成16年度から30年度までの間に博物館長または学芸担当として勤務していた職員 16人（内4人が博物館長経験者）

- ① 資料の保管状況
 - ・基本的に事務職員や他担当職員が資料に触れることはない
 - ・専門外の学芸員においても、その専門性から、自らが所掌する範囲を超えて互いに支えあう様子は見受けられない

《当該資料の保管について》

・常設展示に係る点検簿は確認できず、いつから展示されなくなり、どのように保管されるようになったのか把握できない

- ② 資料の管理に係る上司の意識
 - ・館長になると博物館運営のマネジメント業務が中心
⇒ 資料管理に係るマネジメント意識が希薄
 - ・当該資料の所在不明を受け、「日常業務において捜索を継続する」よう指示
⇒ 当該資料が確定的に紛失しているとの認識はなかった

調査から分かったこと

本件が起こった原因について

- ① 乱雑な収蔵状況
 - ・資料の受け入れ処理が追いつかず、未整理資料が増大していった
 - ・資料の収蔵に係る必要な体制が構築されていなかった
- ② 専門性があるが故の弊害
 - ・資料の整理について、組織的なチェック機能が不十分であった
 - ・学芸員も自身の担当業務以外への意識が希薄であった
- ③ 統制機能の不全
 - ・当該資料の捜索において、限られた職員のみで対応していた
 - ・資料捜索を指示した館長の意図が末端まで十分に伝わっていなかった
- ④ 組織的対応力の欠如と役割の認識不足
 - ・当該資料の所在不明発覚時の初動において、組織的な対応ができていなかった
 - ・特別収蔵庫の入退室管理について、当初実施していた複数人での入室の徹底や入退室の記録管理がおざなりになっていった

盗難、誤処分等の可能性について

- ① 盗難について
博物館職員、委託業者、閲覧者、その他の部外者により盗まれたとする可能性について、肯定あるいは否定できる確証は見いだせない
- ② 誤処分について
博物館は安易に資料を廃棄しないが、これまでの収蔵状況から誤処分の可能性も否定できない
- ③ 他の資料への混入について
担当者の処理が追いつかないほどの資料の受け入れと、整理されない資料が収蔵庫内に乱雑に収められていた状況と、それを積極的に課題と捉え改善しなかったことから、他の資料の不適切な管理を原因として、未だに他の資料に紛れて保管されている可能性も否定できない

調査報告のまとめ

- 組織の不十分な管理体制や職員の資料管理に対する間違った意識
⇒ 当該資料の所在が不明であるという認識に至るまでに多くの時間を要することとなり、初動が遅れたことが捜索の支障となったことは否めない
- この現状は、長い時間をかけて作られてしまった組織の風土と言え、その改善には職員一人ひとりが意識を変える必要がある
⇒ 市立博物館において、当該資料の捜索に加えて適切な資料管理に係るルール作りを進めているが、時間の経過とともに、この改善に向けた取組を決して衰退させてはならない
⇒ 市立博物館以外の職員が資料点検に立ち会うなど、客観的に資料の管理状況を把握できる仕組みを構築することも必要